

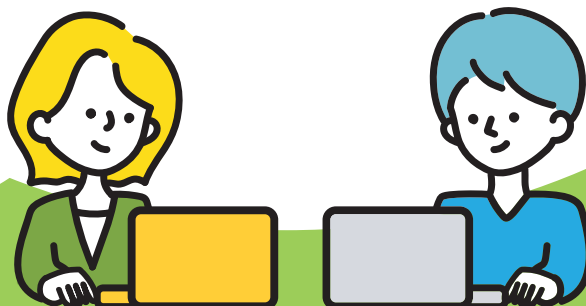
＼ まだ印刷して押印していますか？ ／

電子契約で

もっと**早く**、もっと**楽**に。

電子契約とは

インターネット上で契約を完結できる仕組みです。
印刷も押印も不要で、印紙代の負担もありません。
登録することなく無料で利用できるサービスです。



コスト削減

印紙代・郵送代
が不要！

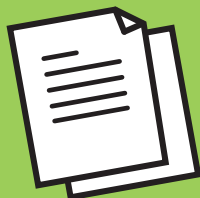
効率UP

印刷や郵送
が不要！

時間短縮

迅速な契約
が可能！

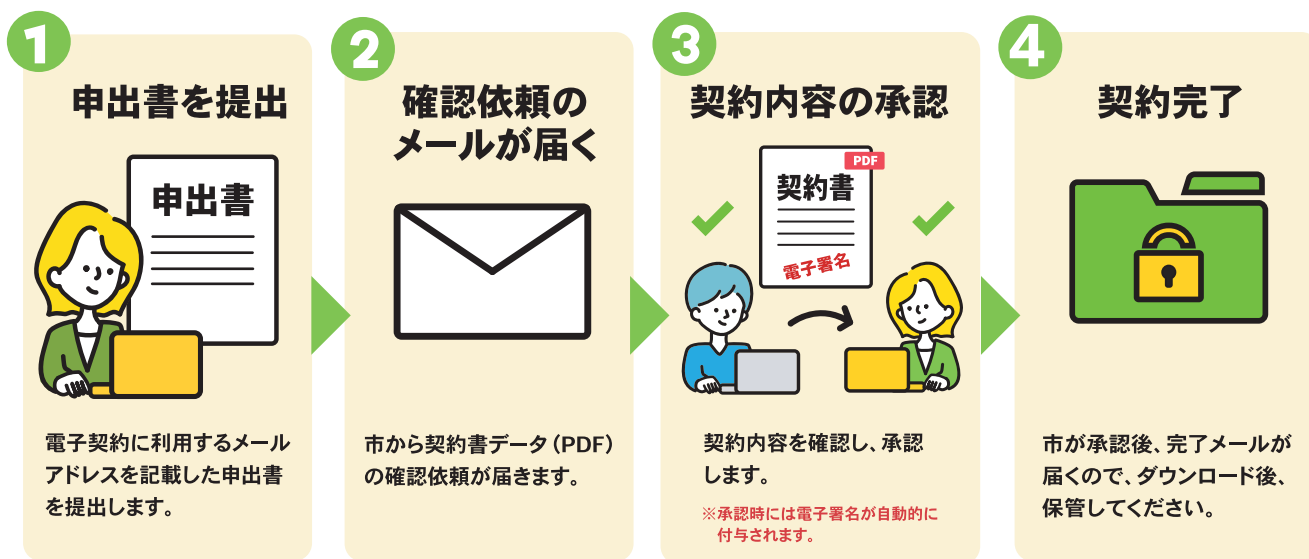
印刷・押印・郵送
すべて不要！業務効率 UP！



電子契約について
もっと詳しく！



電子契約の流れ



※本市が利用する電子契約サービスは、弁護士ドットコム株式会社が提供する『クラウドサイン』です。

よくある質問

Q

利用する上で必要なものは？

A

ネット環境とメールアドレスが必要になります。(スマートフォンでも利用可能)

Q

どのような契約に利用できますか？

A

工事、業務委託、物品の購入など、様々な契約でご利用いただけます。※法令等の規定により書面で行う必要がある契約を除く。

Q

利用するための費用は本当にかからない？

A

事業者様の費用負担はありません。またアカウント登録せずともご利用いただけます。

紙契約との違い

	紙	電子
契約手続き	署名・押印が必要	オンラインで完了
所要時間	数日～数週間	最短即日
コスト	印紙代・郵送代が必要	不要